永年勤続表彰内規

(総 則)

第 1 条 この内規は、就業規則第35条1号に基づき実施する職員(役員で報酬規程の適用除外職員含む)の永年勤続表彰に関する事項を定める。

(表彰基準)

第 2 条 職員が永年誠実に勤務し、10年、20年、30年、40年に 達した時表彰する。

(勤務期間算定)

第 3 条 第2条の勤務年数算定の始期は、採用時からとする。

(表彰方法)

第 4 条 正規職員は、表彰状と表彰金を贈呈する。

嘱託職員は、表彰状を贈呈する。

臨時職員は、表彰状を贈呈する。

(表彰金の額)

第 5 条 表彰金の金額は、次のとおりとする。

勤続10年30,000円勤続20年50,000円勤続30年70,000円勤続40年100,000円

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、その都度行う。

(実 施)

第 7 条 この内規は、令和5年4月1日より実施する。

附則平成 3年 4月 1日 施行平成17年 5月27日 改正令和 4年 4月 1日 改正令和 5年 4月 1日 改正